

自然災害等への対応について

1 台風災害等の対応

(1) 以下①、②の警報や情報が発令・発表された場合

ア 東温市に発令・発表された場合は、生徒は全員自宅待機とする。

イ 東温市に発令されず一部の地域に発令・発表された場合は、該当地域に居住する生徒は自宅待機とするが、その他の生徒は登校する。

① 暴風警報・暴風雪警報・各種（大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪）特別警報が発令された場合

② 大雨警報が発令され、なおかつ土砂災害警戒情報（土砂災害警戒レベル4以上）が発表されている場合（土砂災害警戒警報（土砂災害警戒レベル3以下）は対象外）

(2) 登校途中に、(1)の①、②が発令・発表されたことが確認できた場合、生徒は注意して帰宅すること。

(3) 自宅待機している場合、公共の放送に注意し、正午までに(1)の①、②が解除になれば安全に留意して登校すること。解除になっても、登校できない特別の理由がある場合は、学校へ連絡すること。（道路が寸断され不通になった場合など）

(4) 正午までに(1)の①、②が解除されない場合は、終日休業とするので、そのまま自宅で学習すること。

(5) 登校後に(1)の①、②が発令・発表された場合は、ホームルーム担任等の指示を待ち、帰宅の指示の後、安全に留意して帰宅すること。（学校に留まるより、帰宅した方が安全確保できる場合）

(6) 大規模災害の直後などに風水害等による2次災害の恐れがある場合は、状況をホームルーム担任等に報告し、指示に従うこと。

(7) 警報や自宅待機等の情報については、「本校のホームページ」「愛媛県や東温市、松山市等のホームページの災害情報」又は、「本校からの情報発信ツール（マチコミ）」などで確認すること。

2 地震・津波等の対応

登校及び下校においては、通学路等が安全であることを確認しながら、安全に留意して登下校すること。

3 交通ストの対応

(1) 事前に分かっていることが多いので、できる限りほかの手段で登校すること。

(2) 登校できない場合は、学校へ連絡すること。

4 電車事故等、上記1～3以外による公共交通機関が運休した場合の対応

(1) ほかの交通手段を利用するなどして、安全に十分に留意して、速やかに登校すること。

(2) 登校できない場合は、学校へ連絡すること。

5 大気汚染（微小粒子状物質PM2.5等）に対する対応

生徒の登校中及び在校中に微小粒子状物質PM2.5等による注意報等が発令された場合は、屋外での教育活動及び窓の開閉等に制限を加えるなどの適切な措置をとる。

6 Jアラートによるミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際の対応

安全確認が取れるまで自宅で待機し、学校からの連絡や、各種緊急放送からの情報取得に努める。校外活動中の場合や登下校中の場合は、屋外スピーカーや携帯電話に入る緊急放送、車内に流れる情報等を参考に、頑丈な建物に避難する。